

議事録 第 号	出席者 氏名	議事録 第 号	出席者 氏名
議事録 第 号	出席者 氏名	議事録 第 号	出席者 氏名

一九五九年十月十五日第五回野澤村議事會定例會を村役所
會議室に招集された

二 応招議員は次通りであった 二〇名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
一	仲村春之	八	知花云六	十五	天久盛雄
二	岸本利実	九	米須清祐	十六	岩山伸太郎
三	伊佐英一	十	仲本云至	十七	安次富盛信
四	佐喜屋慎祐	十一	花城清重	十八	福茂盛三
五	中山勝豊	十二	中里幸助	十九	宮里敏行
六	安里良朝	十三	松本利宣	二十	桃原云賢
七	崎内健一郎	十四	山本朝徳		

三 不応招議員 九名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
一	仲村春之	八	知花云六	十六	岩山伸太郎
二	岸本利実	九	米須清祐	十七	安次富盛信
三	伊佐英一	十	仲本云至	十八	福茂盛三
四	佐喜屋慎祐	十一	中里幸助	十九	宮里敏行
五	中山勝豊	十二	松本利宣	二十	桃原云賢
六	安里良朝	十三	山本朝徳		
七	崎内健一郎	十四	天久盛雄		

五、欠席議員 一人

十一番 花城清 欠席

六、市町村自治法第六十一条の規定により會議事件説明のたゞ出席した者は次り通りである

村長 仲村春勝 財部長 富山全吉

助役 矢野英徳 経理部長 澤田守一

次長 仲村春松 建設部長 桑江良徳

七、本議会の書記は次り通りである

書記長 松川心義

書記 照屋 敬

八、會議事件は次り通りである

議案才四〇号 宜野沙村上水道特別會計への繰入に

議案才四一年 一、九六年度宜野沙村上水道特別會計

才入歳出追加更正三〇萬圓に

議案才四二年 宜野沙村上水道事業費の経流

費とするに

議案才四三年 宜野沙村税条例の一部を改定する

条例に

議案才四四年 宜野沙村職員等の旅費に關する

条例の一部を改定する

議案才四五号 宜野沙村報酬及び費用

の額並にその支給方法を定める

条例の一部を改定する

フソア

議事才四六号 軍使用地の貸借借契約同意にて
議事才二号 村運営管理委員並に同補充員

の選挙に付し

陳情才九号 土地問題に対する善処方針陳情

決議才九号 旧倉糧倉社跡の軍使用地解放

促進に付し

九、議事日程は次の通りである。(要記として謝読せしむ)

一九五九年十月十五日(才一日目)

日程才一 議事才四三号 (名稱省略)

〃才二 議事才四四号

〃才三 議事才四五号

〃才四 議事才四二号

〃才五 議事才四〇号

〃才六 議事才四一号

〃才七 議事才四二号

一九五九年十月十七日(才二日目)

日程才一 議事才四〇号

日程才二 議事才四一号

〃才三 議事才四二号

〃才四 議事才四六号

〃才五 陳情才九号

〃才六 決議才九号

十、會議の顛末

一九五九年十月十五日(木曜日) 自午前十時四九分

至午後五時十二分

議長 出席一九名であります。

議長 本日をもって招集された第五回定例議會を閉會致します。(午前十時四九分)

” 日程の前に會期及び會議録署名議員の選挙の選任をしたいと思います。

議長 お諮り致します。本定例會の會期を何日向にしたらいかがか、諸意見をお求めます。

三番 四日かとしたい。

議長 四日かとする意見がワリますが、他に諸意見ありませんか。

議長 「異議なし」と呼ぶものワリ。

議長 では諸意見をいようとしてワリますので、會期を四日向と決定致します。

議長 會議録署名議員の決定方法について、お諮りいたします。

六番 本定例議會の會議録署名議員は議長指名に一任する動議を提出します。

議長 「異議なし」 「賛成」と呼ぶものワリ。

議長 六番派の貝がく、會議録署名議員は議長指名一任とする動議が出され、所定の賛成者がワリましたので、動議は成りました。

議長	勅議の通り決定してまゝでせうが 安議万しと唱う
議員	傍要議がないものと認め、會議録署名議員の 決定は議長指名といたします
	一〇番 仰 本 正 産
	一九番 宮 里 敏 行
	兩人を指名いたします
議長	これより本日の會議を閉じます
〃	日替才一 議案才四三号 宣行沙村税条例の一部 を改正する案例を議題といたします
〃	提案者の説明を求めます
助役	前回改正した場合は、雑税の廃止によって、改定 しましたが、その当時はドル表示不変に変更しては 立法院で審議中であり、まだ、母法の改正が なされていなかったが、今回母法も改正なされて あるので、提案した、額において、換算率 によるもの、或はそれ以上になったのもあるが 本法そのまゝに於ては提案した
議長	ではこれより本案に対する質疑に入ります
八番	この改正案の数字は説明では大差はないとの こと、又本法が変ったがため、完全な換算 ではなく、事務的にやつたのが、母法とそのまま やつくりか
助役	母法の通りである

ハ番	改正条文、この数字のままで不適当な箇所は カリガ
財源	母法によるもので、円セトルに変更されたが、 別に不適当な個所はない
一九番	三十五条の二十円はどうか、 その条例改正で本条は消除になつてゐる
助役	三十五条の五円が四セトになつてゐるが、督促 手数料であり、早く納めさせるの訓則であり 他のものは、換算より増してゐるが、この分だけ 下まわつてゐるから、如何
助役	取扱上からは五セトにした方が良いが、母法に よるもので、母法で委任、制限等の特別規定がない 場合は、条例では左にできない
ニ番	三十五条は納税者の立場から、替成である、 督促手数料を今まづとつては、なかつたのを、急に 徴せしめて、住民はとまどつてゐるが、はつきりさせて もらひたい
	六十五条以降は、しつかり、つかひかゝるので、 甲申進給になつてゐると思ふが、その額は大きい、そのへんが 許はどうか
助役	母法に定められ、打切られたのは、しかたがない 大金持は、卒は位くしては、いかぬとの意味から、 実際には減額になるのであるが、その卒では 高額の所得者に恩典となくないか

助役	之迄戻の定議経過は見てないが、一〇万の場合八五〇〇円との方法にしたがりてはいいかと思ふ)
八番	本條例の改正に関係するが、現在の物價は大抵かわつておると思ふ、換算 $\frac{1}{120}$ が實際はそれ以上になつておると思ふ)
	本條例改正による当面側の感之方は、歳入歳出におりて、いくらがかり欠かんが出ると思はれたいか
村長	いくらがかりは出るが、たゞした相違はないと思ふ)
ニ番	一〇万円、一〇〇万円以上の本村の事業主はいくらでこの改正によつて、いくらがかりが出るが、すぐは資料がなければ、後日でも調べたいが、知らしてもらいたい
議中	暫時休憩いたしました(午前十一時五分)
〃	會議を再開します(午前十一時七分)
〃	他に質疑はないか、うう、あります、うう、質疑を打ち取りませう)
〃	討論願います)
十三番	住民として、ドルに切替えられてもポイントはないと思ふが、その間、内表亦を減すこともござるこの原案によると、納税者に影響はない
	女性を基準にしての改正であり、原案に於ては成す

議上	他に傍立意見はありませんが
〃	他に傍意見はないうでありますが、原案通り可決々定してよろしうございませうか
議長	「異議なし」賛成と呼ぶつもりで、
議長	では傍立意見がないうでありますが、議案は四三午、宜野湾村税條例の一部を改定する条例を原案通り可決々定致しませう
議長	暫時休憩しませう（午前十二時四十分）
〃	（午後十二時四十分）
〃	日程は二議案の四三午、宜野湾村賦課金率の改定に關する條例の一部を改定する条例を議題と致しませう
議長	提案者の説明を求めませう
村長	本案は現提案理由にもあります通り現行條例の群島外支給額が、勤少であり、制定當時と現在とは物価その他経済全般に大きな変動があり、現在実情にそく応する支給額の改定が必要であり、その意味が、改定條例の提案を致しませうが、よろしく傍立意見は、ます、尚細部については傍立意見に示したのと存じませう
議長	只今提案者が、この説明が、ありますかと、傍立意見は、たいと存じませう
八番	群島内における普通の旅費は、どんな状況か

	<p> 支給額においては日当額が相当額になつておるか 個人々におつて仕入額におつて相当の差があるか ような事はないか 支給額においては事業課等少々の差はあ りたいした差ではない </p>
一三番	<p> 条例十二号は命令権者の自由裁量と思つた 議會で検討できる内容が必要と思つた 議會において全体的のコーザの審議をするか 松林の検討をして載き、個人へ支給は除 向題として命令権者に興えた方がよい </p>
二番	<p> 参事まで十二番さんにおたすおしよ、計費等 はおれおれが来た場合の旅館等その他の 状況をきかしてもらいた </p>
十二番	<p> 私はトラック協會として行きました、東京の場合 ヤナギ館でしたが、二食付で一、二〇〇円で 私の見方では半以上の宿泊所だつたと思つた 主席とがの政府高信等もは宿泊のころころ 普通でした、一日の六十七百円位ではない ですか </p>
二番	<p> 商用と一般行政内保とは、交際費の面 大部差があると思つた </p>
十三番	<p> 金額の向だが、向うの額は少なくて 金額の向だが、向うの額は少なくて </p>

議長

傍聴議のいものと認む。採決のしませう。

〃

議事才の四千。宣行沙村職員等の旅費に内する。

条例の一部を改定する。条例を原案を通り。

可決を定してよろしうございませう。

全員

同意議力しと唱う。

議長

全員の傍聴議がないうて、本日は原案を通り。

可決を定したしませう。

議長

暫時休憩して翌会をとり、午後二時三十分から。

再開しませう。(午後一時一十分)

会議を再開しませう。(午後三時五十分)

議長

日程才三議事才の四千。宣行沙村報酬及び費用弁償

の額並びにその支給方法を定める。条例の一部を改定

する。条例を議題と認しませう。

議長

提案書の説明をホめます。

村長

議の員とすの場合、群島外に旅行する場合も定額

支給の状況でござり、当然群島外の場合には額に若干

相違点がござり、此の除、一般職員と同様。

支給処置をすべくござると思われますが、

本席を提出のしませうが、よろしくご検討

願ひませう。

議長

只今提案書の説明が終了しましたが、質疑を願ひ

ませう。

十二番	条例が三本では打切り支給の方法しが出たのか
村長	そうである
議長	暫時休憩しませう (午後三時一〇分)
〃	會議を再開しませう (午後三時三十分)
〃	他に質疑ありませんが、もしないのでした、質疑を打ち切り、討論に移りたいと思ひますか
	如何と云ふ
	質疑ありと呼ぶものなり
議長	質疑がないようになりませう、質疑を打ち切ります
	では討論に移ります
議長	諸意見もないので、討論を打ち切ります
	良いでせうか
	質疑ありと呼ぶものなり
議長	質疑がないようになりませう、討論を打ち切ります
	では、議事録を五年一度の村報酬の費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改定する条例を採決したいと思ひますか
〃	原案通り可決と定してよろしいと思ひますか
〃	質疑ありと呼ぶものなり

議中	では佐原議がなまらありまきり、本百十は原議通り可決を決定します。
議長	日程第四選挙年ニテ、村選挙管理委員並に同補充員の選挙を議提としたしヨク。
ッ	条件は一九五九年十月三十一日付了現委員並補充員の任期が下りたるが、その後任の選挙でありませが、本議案における権限でありませの、よくしく傍聴しおします。
ッ	では選挙の方法を傍聴しおします。
議中	暫時休憩致します。(午後三時四十分)
ハ	選挙を再開致します。(午後三時五十分)
議中	選挙するにしても、すぐは浮べないで、選挙委員自身を挙げて、その選挙結果を検討することにしたとの動議も提せおします。
議中	「賛成」と唱うもウアリ。
議中	只今、市町村自治法第五十八条の二項の規定により、選挙委員による選挙結果により指名推進の方法を用いたとの動議が提せられ、動議は成之してあります。左様取り計って、良いアセニカ、賛成「賛成」と唱うもウアリ。
議中	佐原議がなまらありまきり、指名推進の方法を用いる事に決定します。

溝	銚橋委貝ッ送定と考詔り改しヨク
六	冬彦校巳列に四ツク銚橋委貝に合け全減貝ク 各々の出身校巳の委貝とカる方法を採用とい とリ初減を提出しヨク
	雲派カ山と唱うモツアリ
滋	只今全減貝トよる。出身校巳列の委貝構成 方法にしたいとの初減が出来、初減は成之れし てありませう。左様決之してよろしうござい ませう。
	構成と唱うモツアリ
滋	ては先般減額カレトッテアリませう。左様決之 てしませう。
滋	ては委員の構成を余表改しヨク
	八並下天ノ校巳 五名
	二番岸本、六番安里、十番伴本、十番当山 十七番寺尾店。
	之大山校巳 五名
	三番伊佐、十三番松本、十五番天久、十六番福土殿 十九番倉全。
	三番嘉利村巳 三名
	七番崎吉、八番知花、十四番山本
	之直ノ校巳 五名
	一番伴村、四番吉良、五番牛山、九番米屋、十三番牛里

議中	では各銓衡委員より銓衡の上り下り結果を報告していただいた。
"	暫時休憩致しまして(午三時五八分)
"	会議を再開致しまして(午三時五九分)
"	定刻四時前に終了いたします。会議の時間も迎上りして良いです。お汚染りします。(田舎の時はよく)
議中	では各委員が各自より報告をいたします。
"	報告も迎上りいたします。
"	暫時休憩致しまして(午四時二分)
"	会議を再開いたします。
議中	只今銓衡委員より銓衡結果の報告が終了いたしました。各報告を致しまして。
	送付管理委員 全上補元・貞
	松川 二義 柳原 盛と貞
	澤山 安一 北 嘉和 賀 貞
	桑江 良徳 吳屋 好永
	満山 全喜 知念 和夫
	屋宜 盛男 国吉 貞義
	以上の通りであります。
議中	では只今銓衡委員の銓衡結果の通り送付管理委員より同補元委員の当送人と決定して良いです。

全員「替成」と唱へ

議七 全員替成であります。一 銚子委員の指名

推選した全員の見せもって当選人と決定認します

議七 日程五に入るときに暫時休憩します。(午後四時十分)

會議を再開します。(午後四時十六分)

十五番 日程十五、十六、十七の三議案とも相向連絡します。

一括審議に付した。とり初議を提出認します。

「替成」と唱へもつたり。

議七 只今の日程十五、十六、十七の各議案を一括審議したい。とり

初議が先、初議は成之助してあります。左様

取計つてよろしうござります。

「替成」と唱へもつたり。

議七 では先議がなつてあります。左様決定

認します。

〃 日程十五議案十四年 宜野沙村上水道特別会計

への過半入に。

日程十六議案十四年 一八六〇年度宜野沙村上水道

特別会計を成之助か一便を二便にする。

日程十七 議案十四年 宜野沙村上水道事業費

経費とするに。

議七 有三件を議決認します。

議七 提案者の説明をたります。

村長	議定す才四の年三三の三議定共村水邊事業
	を行ふたものなりて、先般之の計画変更を承認して
	もつたので、今般之れに伴い提定を改したるべし
	でありますので、よろしく査検討下さいませませ
	御願ひ致します
建設課長	今より三三の年の構想を二年にしたい
委員	理由は、吾々各々が、場合、揚水、 ^{すば} 、經費の面
	において相当の加算が有り、施設工事もそれだけ
	多くなる。今般の計画に於ては政府の助言もあつた
	ので提定をした計画に変更した
	二次に分けて又るが、工事としては連続的に進める
助役	方に水道事業の議決がなされておつたものづゝ
	今般提出してないので、全額をすいて打切りたく
	以内とがくまうに様の力、いわゆる限度的なもの
	提出してない
議長	以上提定有り説明が有りませうが、本日は一応三三
議長	御打ち合ひ、又自分で研究をいたしましたと存じませうが
議長	如何と云ふ
委員	全議決のしと云ふ
委員	では、先般議決がなつて、打ち切り、本日の議決は
委員	これを終り、次回は十七日午前十時が、雨降る
委員	ことに御しませう

議長

散会部(三三)

(午後五時十二分)